75	関税率表第7801・10号に掲げる物品	鉛の塊	7,914,460	0	ＫＧ	0.2	
76	関税率表第79・01項に掲げる物品	亜鉛の塊	25,587,439	12,626,065	ＫＧ	0.4	平成22年９月16日適用停止 ペルー
77	関税率表第81・03項、第8106・00号、第81・07項、第8108・90号、第8111・00号、第8112・21号、第8112・22号、第8112・29号、第8112・51号、第8112・52号、第8112・59号、第8112・92号、第8112・99号又は第8113・00号に掲げる物品	その他の卑金属及びその製品	7,325,997	6,540,104	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国 平成22年10月16日適用停止 南アフリカ共和国
78	関税率表第9401・90号の１又は第9404・10号に掲げる物品	腰掛けの部分品（革製のもの）、マットレスサポート	220,417	407,978	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 全特恵受益国等
79	削除						
80	削除						
81	関税率表第9603・21号、第9603・29号、第9603・30号、第9603・40号、第9603・50号又は第9603・90号に掲げる物品	ほうき及びブラシ（非植物性材料のもの）	5,186,609	2,809,252	千円	0.0	平成22年６月16日適用停止 中華人民共和国

備　考

１．「限度額等」欄に掲げる額又は数量は、「関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第８条の４第１項の規定に基づき、平成22年度における限度額等を定める件」（平成22年財務省告示第117号）により定められたものである。

２．「輸入額等」欄に掲げる額又は数量は、平成22年11月末現在のものである。

３．係数とは関税暫定措置法別表第３に定める係数であり、一般税率にこの係数を乗じたものが、特恵税率（係数0.0のものは無税）となる。

４．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止　全特恵受益国等又は特定国名」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成23年３月31日まで全特恵受益国等又は当該特定国に対して特恵関税の適用が停止されているものであることを示す。

５．「備考」欄に「（特定国名）輸入額等」のように記載されている場合には、当該物品の平成22年11月末現在における当該特定国からの輸入額等が限度額等の５分の１に対して７割以上に達したことを示す。

税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成22年12月15日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年 12 月 28 日

財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　畠山　智明　昭和37年９月７日生
税理士名簿登録番号　第81544号
税理士事務所　北海道札幌市厚別区厚別北２条４丁目１番２―1403号
住所　北海道札幌市厚別区厚別北１条１丁目17番24号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成22年12月14日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年 12 月 28 日

財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　今井　利次　昭和32年２月25日生
税理士名簿登録番号　第60518号
税理士事務所　群馬県高崎市飯塚町179―３
住所　群馬県高崎市下小鳥町1322番地１　プランドール301号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成22年12月14日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年 12 月 28 日

財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　大塚　敏夫　昭和26年４月14日生
税理士名簿登録番号　第113566号
税理士事務所　茨城県石岡市国府１丁目６番17号
住所　茨城県石岡市北根本529番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成22年12月13日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年 12 月 28 日

財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　田上　朝章　昭和35年４月18日生
税理士名簿登録番号　第77316号
税理士事務所　東京都渋谷区広尾５丁目21番２号　長谷部第２ビル４Ｆ
住所　東京都世田谷区野沢２丁目10番10号　野沢イースト101

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成22年12月13日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年 12 月 28 日

財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　酒井正一郎　昭和25年１月22日生
税理士名簿登録番号　第102251号
税理士事務所　東京都新宿区歌舞伎町２丁目８番３号　最上ビル702
住所　東京都墨田区江東橋五丁目６番８号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成22年12月14日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年 12 月 28 日

財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　福田　俊介　昭和28年４月３日生
税理士名簿登録番号　第74590号
税理士事務所　愛知県名古屋市中区千代田５丁目１番15号江崎ビル３Ｆ
住所　愛知県名古屋市千種区高見二丁目５番４号　メゾン池下４Ｃ号